

はじめに

■趣旨、計画の位置づけ

国土強靱化基本法の趣旨等を踏まえ、府民、市町村、国、事業者等とともに、大規模自然災害等から速やかに復旧・復興ができる強い安心・安全な京都府づくりを進めるための指針となる計画を策定する。

■計画期間 5年間（令和3年度～令和7年度）

第1章 基本的な考え方

■基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②京都府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

■計画を推進する上での基本的な方針（17事項）

第2章 京都府の地域特性等

■地勢・成り立ち

■気象

■人口

第3章 脆弱性評価

■想定するリスク

- 地震（南海トラフ地震及び直下型地震）
- 日本海側における津波
- 豪雨等による土砂災害・風水害等
及びこれらに起因する二次災害
- 複合災害（大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生等）

■起きてはならない最悪の事態

国土強靱化基本計画における設定を基本としつつ、合計45の「起きてはならない最悪の事態」を設定して脆弱性を評価

第4章 国土強靱化の推進方針

<個別施策分野>

(1) 行政機能／警察・消防等

本部機能の強化；防災拠点施設等の耐震化・老朽化対策；原子力災害対策

(2) 住宅・都市／環境

ライフライン等の耐震化・老朽化対策；帰宅困難者等の安全確保；災害廃棄物処理

(3) 保健医療・福祉

医療・福祉施設の耐震化・老朽化対策；感染症のまん延防止；要配慮者への支援

(4) エネルギー

エネルギー供給の多様化

(5) 情報通信

府民への通信手段の確保；災害危険情報の収集・伝達体制の確立

(6) 産業構造／金融

BCPの推進による京都全体全体の活力の維持；観光業や農林水産業の風評被害対策

(7) 農林水産

農地・農業用施設の防災対策；森林の整備・保全；漁港の機能保全等

(8) 交通・物流

緊急輸送道路等の確保；交通基盤・輸送機関の早期復旧・再開のための災害対応力強化

(9) 国土保全／国土利用

総合的な治水・土砂災害対策；河川情報等の提供；インフラ分野におけるDXの推進

(10) 中央官庁機能バックアップ等

国立京都国際会館等の機能強化；外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化

(11) 伝統・文化の保全

文化財の保護・保全及び防火対策；文化財建造物等の耐震化

<横断的分野>

(A) リスクコミュニケーション

災害危険情報の提供；府民に対する防災教育・訓練；外国籍府民等への災害時支援等

(B) 人材育成

地域防災の担い手育成；消防団の活動支援

(C) 官民連携

自主防災組織の活動促進；NPO・ボランティアとの連携強化

(D) 老朽化対策

安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

第5章 計画の推進

■計画の進捗管理

■施策の重点化